

はじめに

- ・坂の住人「坂者」
- ・「坂者」と「犬神人」
- 一、**坂者の権益** ー坂の公文所ー
  - ・坂の「奉行の輩」「宿老」「惣衆」
  - ・坂の公文所
  - ・「墓役」の売却
- 二、**坂者と祇園社** ー河原田畠の耕作と祇園会の清目ー
  - ・祇園社四至内の「四条以南、五条以北の河原田畠」
  - ・「社恩」として祇園社への奉仕 刑の執行
- 三、**坂の犬神人と祇園会**
  - ・祇園会における清目（犬神人）
  - ・清水寺地主神社の祭礼における清目（坂の者）
- 四、**山門（延暦寺）と祇園社と犬神人**
  - ・山門衆徒（大衆）と祇園社
- 五、**坂者と癩者** ー坂と長棟堂ー
  - ・坂者の清目 穢れた犯罪者の住居の破壊
  - ・坂の「長吏」と癩者
  - ・「長棟非人」「長棟の風呂」

むすび

- ・坂者と河原者

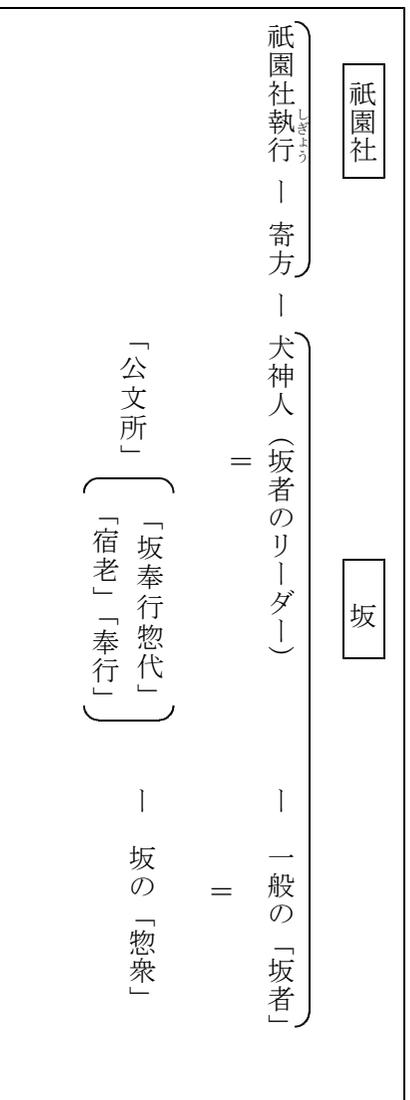
**坂者の権益と役割**

- ・葬送に使用した輿を取得する権利
- ・葬送時の引馬・鞍等を取得する権利
- ・犯罪者の住居を破却する役割
- ・寺から墓役を徴収する権利

**坂の「長吏」と癩者**

- ・坂の「長吏」が癩者を集め統制
  - 「病者を監護する者」
- ・「長棟非人」「長棟の風呂」
  - 「癩病患者を休養する私立病院」 ー長棟堂

図 祇園社と坂



はじめに

1 「洛中洛外惣町数人家数改日記」寛永十四年(一六三七) 『半日閑話』  
「坂面町」「坂弓矢町」

2 「京雀」寛文五年(一六六五) 刊  
清明が塚の東のよこ町を北みかど町といふ、その東の町をば坂と名づく

3 「新撰犬筑波集」天文八年(一五三九)以降の成立  
坂のもの 内野のちやに腰かけて しんきくはんすの つるやめされん

4 「山衆名跡志」三 正徳元年(一七一―)刊  
○坂面 是れ則ち清水坂を云ふ。此の号西は六道六波羅、愛宕に至つて之を称す。愛宕に住する弓弦指、僧沓師を坂者と云ふも此の号に依るなり。

一、坂者の權益 ―坂の公文所―

5 「金剛仏子叡尊感身学正記」建治元年(一二七五)  
一諸人葬送の時、山野に隨身せしむる所の具足は罷り取ると雖も、其の物なしと号し、葬家に群臨し、不足を責め申すの事、停止せしむべし。(中略)

6 「祇園執行日記」正平七年(一三五二)七月二十三日条  
梶井宮より静豪僧都奉書をもつて仰せられて云わく、一昨日十相院僧正死去し葬送のため都賀尾山本坊の輿を借用のところ、犬神人抑留すと云々。返し遣わすのよう計らい沙汰すべしと云々。この趣、かの下僧乗善来り申すの間、犬神人に下知のところ、惣衆に相触れ左右申すべしと云々。

7 「坂公文所引馬錢請文案」正長元年(一四二八) 『金光寺文書』(端裏書)  
「坂ヨリ引馬ノ免状」  
七条御引導の時、引馬・鞍等事、御遊行十五代上人様御在京の時、庫院其阿弥陀仏(より)堅く仰せをこうむるの間、御札をもつて閑き申し候。しかるといへども、向後においては引馬御座候はば、老貫文給うべく候。その外兎角の儀申すまじく候。仍て後日のための状、件の如し。

正長元年拾月 日 坂公文所在判  
進上 七条御道場

(注)引馬―葬式の際に、坊主に提供するために引いていく馬(『日葡辞書』)  
8 「清水坂公文所請文」長禄元年(一四五七) 『金光寺文書』(端裏ウハ書)

「河原口御道場へ参」  
徳政の事について、尤も免輿以下停止あるべきところに、度々堅く仰せをこうむり候間、申し入れを閑き候上は、向後は兎角違乱・煩い申し入るまじく候。仍て一紙の状、件の如し。

長禄元年霜月八日  
七条金光寺

9 「坂奉行人物代連署墓役売券」慶長元年（一五九六）六月

（貼紙）

『知恩院文書』

「葬礼につきさかの書物」

知恩院より坂へ下され候御墓役の物、坂のからん（備置）（建立）こんりう仕候によつて、諸役のこらず（残）銀子五まいに永代知恩院へ売り渡し申す所、実正明白なり。たとひ葬場何方にひらかせられ候とも少も相構うこと御座なく候。しせん（自然）天下一同ならびに私の徳政参り候とも、少も違乱・煩（わづら）い申すまじく候。そのため昔よりの証文（ことごと）悉く返進（へんしん）申し候。向後（きようご）書物出で申し候とも、ほうくたるべく候。もし何方（いずかた）よりも申し分これあらば、何時（なんどき）なりともこの判形（はんぎよう）の衆罷（まか）り出、その明（めい）申し分（わ）くべく候。仍（よつ）て永代売券の状、件の如し。

慶長元年極月六日

但馬（花押）

知恩院

御役者中様

まいる

二、坂者と祇園社 ―河原田畠の耕作と祇園会の清目―

10 「感神院所司等申状案」康永三年（一三四四）『八坂神社文書』

感神院所司等申す（中略）

右、当社四至内敷地田畠は後三條院御宇延久二年、官符宣（かんぶせん）を成し下されて以来、社家管領「」相違なし。なかならず四條以南、五條以北の河原田畠は、社恩として非人に宛て賜るの間、犬神人と号して、延久以来、祭礼以下の諸神事に相従うところなり。（中略）

康永三一

11 「祇園執行頭縁書状案」永享九年（一四三七）

『早稲田大学所蔵文書』

祇園社領の内、四條・五條の間河原畠の事。犬神人往古より社恩の由承（うけたまわ）り候か。（中略）御意（ごい）を得（う）べく候。恐々謹言。

卯月廿九日

頭（むね）□請文

御奉行所

三、坂の犬神人と祇園会

12 「師守記」貞治三年（一三六四）六月十四日

今夕、酉（とり）の斜（なな）めに御行。一基は松明（たいまつ）を取らず。二基は戌（いぬ）の刻に御行、松明（たいまつ）を取る。無為（むゐ）の御行神妙々々。御行時分、三条油小路（あぶらご）において田楽（でんがく）と犬神人（いぬじにん）、喧嘩（けんか）のことあり。これ田楽乗馬し犬神人の中を通るの間、無礼の由これを問答し、馬より打ち落とすと云々。田楽一人当座に殺害せられ、坂者疵（むら）フこうむると云々。以ての外（ほか）なり。

13 「東寺執行日記」貞治三年（一三六四）六月十四日

祇園会御興還御。（中略）又新座田楽の幸夜又、坂物（むら）のため殺害せられると云々。

#### 四、山門（延曆寺）と祇園社と犬神人

14 〔高祖遺文録〕五 延応二年（一二四〇）

祇園執行に仰せ付けらるる山門下知状

大衆僉議せんぎに云いわく、専修念仏、天下に繁昌するは、これすなわち近年山門無沙汰の致すところなり。件の族は八宗仏法の怨敵なり。円頓行者の順魔なり。先に京都往返の類、在家称名の所においては、例に任せて犬神人に仰せ、よろしく停止せしむべしと云々。てへえれば大衆僉議の旨かくのごとし。早く先例に任せ犬神人等に仰せ含めて、専修念仏者を停止せしめ給うべしと云云。恐恐謹言。

延応二年五月十四日

公文勾当審賢

謹上 祇園執行法眼御房

15 〔山門訴申〕康永四年（一三四五）

康永四年六月廿九日政所集会議に曰く、

早く西塔院に相触れらるべし

（中略）所詮、無憲法師においては刑罰に処し、禪堂においては時刻を廻らさず犬神人に仰せ破却せらるべきの旨、来月三日早く三塔の群議をなし、急速にその沙汰あるべきの由衆議し畢おわんぬ。

16 〔祇園執行日記〕正平七年（一二五二）四月十九日

山上公く人（寺家かぎと鑑取・維那いの・専当せんとう、已上いじよう十六七人）出京す。賢聖

房承能法印父子、児童殺害の事について、京都住坊を破却すべきの由、去る十六日事書ことがき（十六日到来、同本）持ち来る。銘めいに云わく、事書案、賢聖房ならびに承仕の住坊破却の事と云々。すなわち犬神人、寄方よりかたを以て催促す。三十余人参る（今日の由、兼日に承うけたらざるの間、他行により宿老等参ると云々）。当社の専

当三人・宮仕みやじ六七人、山門公く人に相副え、賢聖房の許もとに罷まかり向かわんと欲す。

17 〔祇園社犬神人申状〕永正七年（一五一〇）頃か

『八坂神社文書』『北風文書』

畏かしこみ申し上げ候

抑そもそも商売の事について、淀魚市と西岡宿人等との子細の一端申し上げ候。当坂者の事、山門西塔院転法輪堂寄人、祇園社犬神人にて、（中略）殊二かの宿は加様の商売を致し、当坂鎮守大伽藍の仏供灯明、同長棟非人の湯粥等にも施行せきようつかまつ仕り候。浅ましきもの既望（ぞか） 飢の間、当公方様へもこのついでを以て申し上げ、初めて然るべき御慈悲広大の施行、普広院殿御建立（用和義教）立候て下され候長棟の風呂等、早大破に及び候の間、申し上げたき折節おりふしに候。一道之人非人の事に候。聞きこし召めされ候はば、畏かしこみ入るべく候。

18 〔馬借・犬神人年預代下知状案〕寛正六年（一四六五）

『諫曉始末記』

洛中洛外法華堂の事、奉書ほうしよをなされ畢おわんぬ。下知を加うる子細ありといえども、楚忽そこつの儀あるべからず。この趣おもむき、板中（板）に相触あひふるべきものなり。

寛正六 十二月廿九日

年頭代

坂公文所

## 五、坂者と癩者 ―坂と長棟堂―

### 19 「金剛仏子觀尊感身学正記」 建治元年（一二七五）

一癩病を受くるの者これ在る時は、隱便の使者を以て、子細を申し触るるの時、自身ならびに親類等に相計らしめ、重病の上は、在家の居住、始終相計るべからざるに依り、罷り出ずれば子細有るべからず。然らざれば、長吏として涯分の志を致し、向後其の煩いを止むべし。この義に背き、過分の用途を責め取り、**数多の非人を付け呵責を成し恥辱を与うる事、これを停止せしむべし。**（中略）

### 20 「京都坊目誌」 下京第二十学区之部

○安倍ノ清明ノ墳址 宮川町五町目北側三百五十二番地より、弓矢町に跨り此址なり。始め一区域を為し物吉村とす。（元禄十二年図に地を画して**清明塚**と注し、官上京師図にも区画を為して**物吉村長棟堂**と記す、寛保元年京絵図にも**よし村清円寺**とあり、天保二年京大絵図には**清明社**と記入す）此所は原と悲田院に分属する癩病患者を休養する私立病院あり。創始の年月詳ならずと雖も、寛文八年の頃、岡崎村悲田院より分離せしが如し。毎年五節句（正月、七ケ日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日也）には、病者を監護する者、及び之が雇人（六波羅辺に住する非人）等、官許を得て、京都市中及山城八郡に出て、ものよし正月の御祝ひ、又は何々と唱へ各門戸に就き、米錢を乞ふを以て例とす。五節句の収入米五千石と注す。

## 参考研究

馬田綾子 「中世京都における寺院と民衆」

『日本史研究』二三五号、一九八二年）

横田則子 「物吉」考―近世京都の癩者について―

（日本史研究会編『日本史研究』三五二号、一九九一年）

宇佐美英機 「京洛中洛外場帳」―近世京都癩者の勸進場図― 1・2

（部落問題研究所編『部落問題研究』一一四・一一五号、一九九一年）

丹生谷哲一 『日本中世の身分と社会』

（塙書房、一九九三年）

永井規男 「建仁寺寺地全図と近世建仁寺の景観」

（『平成9年度日本建築学会近畿支部研究報告書』、一九九七年）

永井規男 「建仁寺西側の門前町」

（科学研究費補助金（基盤B）研究代表者永井規男「近世東

山の景観構成諸要素に関する文献的研究」報告書、一九九九年）

日向進・小出祐子 「近世における建仁寺門前地区の開発―一八世紀の新天地開

発―」（同右）

拙稿 「中世非人の存在形態」

（同著『描かれた日本の中世』法蔵館、二〇〇三年）

拙稿 「靈洞院蔵「境内並近隣之記」

（京都国立博物館編『学叢』三七号、二〇〇五年）。

三枝暁子 「中世犬神人の存在形態」

（同著『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年）

大山喬平 「清水坂非人の衰亡」

（村井康彦・大山喬平編『長楽寺蔵七条道場金光寺文書の研究』法蔵館、二〇一二年）

村上紀夫 「一七世紀における清水坂「犬神人」の基礎的考察」

（世界人権問題研究センター『研究紀要』一九号、二〇一四年）

拙稿 「中世「四条河原」再考」

（奈良大学史学会編『奈良史学』二三号、二〇一六年）